

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年7月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101055号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2200014号

第1 結論

昭和57年4月から同年12月までの請求期間及び昭和58年4月から昭和59年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年4月から同年12月まで
② 昭和58年4月から昭和59年9月まで

私名義の貯金通帳及び預金通帳から請求期間①及び②に係る国民年金保険料が引き落とされていることが確認できる。

以前、私は、年金事務所へ国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、請求期間①及び②については、申請免除期間と記録されていたことから、銀行等からの口座振替での国民年金保険料の納付はできない旨と、一方で、夫の当該期間の国民年金保険料は納付済と記録されていることから、引き落とされていた国民年金保険料は夫の保険料とすると納付状況が一致する旨の回答があった。

私名義の口座から納付された国民年金保険料が、夫の納付となったとするならば、それを証明する記録、納付書などの写し又は証明できるものを明らかにし、できないのであれば、私の納付記録となるので、請求期間①及び②を納付済期間としてください。

また、請求期間①及び②は免除期間であり、納付できない期間とするならば、国民年金保険料を還付する手続を進めてください。

第3 判断の理由

- 1 請求者は、国民年金保険料の免除申請を行った記憶はなく、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付書をA農業協同組合(現在は、JA-B支店)及びC銀行(現在は、D銀行)E支店に預け、口座振替による国民年金保険料の納付手続を行い、保険料を納付していた旨主張しており、その事実を証明する資料として、請求期間当時の一人分の国民年金保険料が引き落とされていることが確認できる請求者名義の貯金通帳及び預金通帳(以下「預金通帳等」という。)を提出している。

2 しかしながら、請求期間当時、請求者が居住していたF市が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿（以下「F市の国年名簿」という。）によれば、「保険料の免除」欄において、昭和57年1月から同年3月までの期間、同年4月から昭和58年3月までの期間、同年4月から昭和59年3月までの期間及び同年4月から昭和60年3月までの期間は、請求者からの申請に基づき、請求者の国民年金保険料の免除が承認されたことを示す「申免」の記載が確認できる上、「備考」欄にも「昭和57.1.18日申免受付第*号」、「昭和59.6.29日申免受付第*号」と免除申請に係る記載がある。

同様に、請求者がF市転出後に居住していたG県H町が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿の「検認記録」欄においても、昭和57年1月から昭和59年7月までの期間は「申免」の記載があり、同年8月及び同年9月までの期間は国民年金に加入していない期間として斜線が引かれている上、「納付記録はF市に確認」と国民年金保険料の納付免除に係る記載がある。

3 また、昭和49年3月6日付けにてI県国民年金主管課長から各区市町村長あてに発出された「国民年金保険料免除事務の簡素化について」によると、請求期間当時は、国民年金保険料の免除申請は3年間を限度として年度を超える申請が認められていたところ、F市の国年名簿に記載された申請免除期間及び申請免除の受付日並びに日本年金機構の回答から、請求者は、昭和57年1月18日に同年1月から昭和59年3月までの期間に係る免除申請を行い、同年6月29日に同年4月から昭和60年3月までの期間に係る免除申請を行ったと思料され、当時の取扱と一致している。

4 さらに、請求者が所持する年金手帳（厚生年金保険及び国民年金手帳の記号番号が併記されたもの）の「国民年金の記録（1）」欄には、被保険者でなくなった日が「昭和59年8月16日」と記載され、F市の処理印が押されている上、請求者に係るF市の国年名簿の「資格喪失」欄には、喪失日「59.8.16」と請求者の夫（以下「夫」という。）が昭和59年8月16日に厚生年金保険の被保険者となった事業所名が記載され、「備考」欄には「昭和59.10.6日喪失受付第*」と当該喪失の受付に係る記載があり、夫が厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、請求者が昭和59年8月16日付けで国民年金保険被保険者資格を喪失し、当初、国民年金保険料の免除が承認されていた昭和59年4月から昭和60年3月までの期間が昭和59年4月から同年7月までの期間となった経過も明らかであり、これらの記録は、いずれも請求者のオンライン記録と符合していることから、請求者に係るF市の事務処理は適正に行われていたことがうかがえる。

5 そして、市町村に係る電子計算組織による国民年金事務について示された「国年電子計算組織による事務処理要領昭和48年発行」によると、請求期間当時、国民年金保険料の定時分の納付書は、3月、6月、9月及び12月の年4回作成されていたところ、納付書の作成対象となる期間が免除期間となっているときは納付書は作成されず、請求者は、請求期間より前の昭和57年1月から国民年金保険料の免除が承認されており、この頃より納付書が作成されなかったと考えられる。

- 6 これらのことから、請求者が主張する口座振替による国民年金保険料の納付手続は行えないと考えられ、請求者から提出された上述の預金通帳等に記載された昭和 57 年 7 月 15 日、同年 10 月 15 日、昭和 58 年 1 月 17 日、同年 7 月 15 日、同年 10 月 15 日、昭和 59 年 1 月 17 日、同年 4 月 16 日、同年 7 月 16 日及び同年 10 月 15 日の各日に口座振替により納付された請求期間当時の一人分の国民年金保険料が、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料であると認めることは困難である。
- 7 なお、請求者から提出された預金通帳等において確認できる請求期間当時の一人分の国民年金保険料について、日本年金機構は、請求者からの照会への回答において、「ご主人様の国民年金保険料を請求者様の口座から振替したとすると、ご主人様の納付状況と一致します。」と付記しているが、国民年金法第 88 条第 3 項（保険料の納付義務）には、配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負うと規定されており、「市町村の社会保険事業関係収納金口座振替収納事務取扱要領」には、国民年金印紙代金の納付義務者は、被保険者、被保険者の配偶者又は世帯主とし、指定預金口座は、原則として納付義務者が指定した納付義務者名義の口座とするとされているところ、請求者に係る F 市の国年名簿によると、請求者の世帯における世帯主は、夫であることが確認でき、i) 前述のとおり請求者の請求期間に係る国民年金保険料は、請求期間当時、申請により免除が承認されていたこと、ii) 請求者と夫の婚姻後であって、預金通帳等にて最初に確認できる国民年金保険料の印字がある昭和 57 年 7 月 15 日（同年 4 月から同年 6 月までの分）以降、夫のオンライン記録では、夫は請求期間①及び②を含む昭和 59 年 9 月までの期間の国民年金保険料は納付済であり、同年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料は、同年 8 月 16 日に国民年金被保険者資格を喪失したことにより、請求期間後に還付（振込先は、夫名義の口座）されており、請求期間当時、請求期間①及び②の国民年金保険料は納付済であったことを鑑みると、請求者から提出のあった預金通帳等で確認できる請求期間に係る国民年金保険料は、夫に係る国民年金保険料の納付である可能性が考えられる。
- 8 また、請求者は、請求期間が免除期間であり、国民年金保険料を納付できない期間とするならば、国民年金保険料の還付手続を進めるよう申し立てているが、国民年金保険料の還付は、被保険者が納付義務のない保険料を納付したとき、被保険者が国民年金法第 93 条第 3 項の規定により前納すべき額を超える額の保険料を納付したとき及び被保険者が保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前に資格を喪失し、未経過期間を生じたときは、過誤納に係る保険料として還付の処理が行われるところであるが、請求期間はいずれの事情にも該当していない。
- 9 そのほか、J A - B 支店及び D 銀行 E 支店には、請求期間当時の収納金に係る口座振替関係の資料は保存期間経過のため保管されておらず、また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。